

別記第31号様式（第28条関係）

診療用エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）廃止届

年 月 日

和歌山県知事 様
和歌山県御坊保健所長

管 理 者	住 所	〒 電話番号 ()
	氏 名	

下記のとおり診療用エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）を廃止したので、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第29条第1項（第29条第3項）の規定により届け出ます。

記

病院又は 診療所	名 称									
	所在地	〒 電話番号 () FAX番号 ()								
廃止年月日	年 月 日									
廃止の内容										
<table border="0"> <tr> <td>1 診療用エックス線装置</td> <td>5 診療用放射線照射器具</td> </tr> <tr> <td>2 診療用高エネルギー放射線発生装置</td> <td>6 放射性同位元素装備診療機器</td> </tr> <tr> <td>3 診療用粒子線照射装置</td> <td>7 診療用放射性同位元素</td> </tr> <tr> <td>4 診療用放射線照射装置</td> <td>8 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素</td> </tr> </table>			1 診療用エックス線装置	5 診療用放射線照射器具	2 診療用高エネルギー放射線発生装置	6 放射性同位元素装備診療機器	3 診療用粒子線照射装置	7 診療用放射性同位元素	4 診療用放射線照射装置	8 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素
1 診療用エックス線装置	5 診療用放射線照射器具									
2 診療用高エネルギー放射線発生装置	6 放射性同位元素装備診療機器									
3 診療用粒子線照射装置	7 診療用放射性同位元素									
4 診療用放射線照射装置	8 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素									
廃止の理由										
製作者名及び型式又は形状										
廃止後の措置(処分方法)										
廃止後の使用室等の用途										